

第4節 生活環境を保全し、快適に暮らせるまち【安全・快適】



大気・水等の保全

大気・水環境等の監視の継続

発生源対策

生活排水対策の推進

自然災害への対応

自然災害への対応

分散型エネルギーによる災害に強いまちづくり

放射性物質への対応

状況に応じた除染

空間線量モニタリング

(1) 大気・水等の保全

現状と課題

- 大気環境の監視は、11か所の一般環境大気測定局*と1か所の自動車排出ガス測定局*で大気汚染物質の濃度等を常時監視(24時間365日)しています。光化学オキシダント*は、全測定局で環境基準*の未達成が継続していますが、全国的にも同様の状況となっています。光化学オキシダント*や微小粒子状物質(PM2.5)*が、健康被害につながるおそれのある緊急時の基準を超過した際には、周知対応にも留意する必要があります。
- 水環境の監視は、17河川(19水域・25地点)における河川調査並びに9水域・20地点における河川及び海域調査により水質等を監視しています。環境基準*が設定されていない一部の水域では、生活排水による環境負荷が高いことから、継続して水環境の保全に努める必要があります。
- 市では、2020(令和2)年度に「市総合生活排水対策方針*」を改定し、生活排水の適正な処理に向けた取組を進めていますが、広大な市域を有する本市においては、汚水処理人口普及率*が全国平均と比べ依然低い水準にあります。本市の生活排水処理施設のうち、公共下水道*等は、概ね整備が完了していることから、今後は、合併処理浄化槽*の普及促進を行い、汚水処理の未普及解消に努める必要があります。

環境指標

| 環境指標 | 基準年度 (令和元年度) | 目標年度 (令和12年度) | 単位 |
|---------------|-----------------|------------------|----|
| 大気環境基準達成率 | 87.3 | 100.0 | % |
| 水質(河川)環境基準達成率 | 100.0 | 100.0 | % |
| 汚水処理人口普及率 | 86.4 | 95.6 | % |

施策の展開

① 大気・水環境等の監視の継続

| 施策の例・方向性 | 担当課 |
|--|----------|
| ・人の健康や生活環境に被害を及ぼす大気汚染物質を監視 | 環境監視センター |
| ・固定発生源*に対しては、排出基準の遵守の徹底を指導 | 環境監視センター |
| ・大規模大気発生源工場*に対しては、排出ガス中の硫黄酸化物*や窒素酸化物*等の常時監視を実施 | 環境監視センター |
| ・生活環境を保全することを目的とした公害防止協定*の締結 | 環境企画課 |

② 発生源対策

| 施策の例・方向性 | 担当課 |
|---|----------|
| ・市内の河川、海域における水質汚濁の状況を把握するため、人の健康や生活環境に被害を及ぼす物質を監視 | 環境監視センター |
| ・法令に基づく立入検査などを通じ、事業者に対して排水基準の遵守の徹底を指導 | 環境監視センター |
| ・地下水質の状況を把握するため、人の健康に影響を及ぼす物質を監視し、汚染された地下水や土壌の早期発見 | 環境監視センター |
| ・化学物質を使用する工場などに対して排出水に係る立入検査を実施し、土壌汚染の未然防止を図るとともに、土壌汚染のおそれのある土地については、関連法令に基づき、適正に管理するよう事業者を指導 | 環境監視センター |

③ 生活排水対策の推進

| 施策の例・方向性 | 担当課 |
|--|----------------------------|
| ・公共下水道*、合併処理浄化槽*及び農業集落排水*等の生活排水処理施設が有するそれぞれの特性などを十分に考慮しながら、効果的・効率的に生活排水対策を推進 このうち、公共下水道*については、未整備区域の早期解消を図り、下水道等以外の区域については、合併処理浄化槽*の普及を促進 | 生活排水対策室 経営企画課 下水道事業課 |
| ・水環境への負荷を減らすため、生活排水処理施設の適正・適切な維持管理の取組を推進 | 生活排水対策室 経営企画課 下水道事業課 |
| ・市民、事業者及び市などが一体となり、身近な水環境の維持・改善を図るといった大きな目的に対する共通認識を持ち、それぞれの責任と役割分担の中で生活排水対策を推進できるよう、広報・広聴活動などにより情報を共有するとともに問題意識を醸成 | 生活排水対策室 経営企画課 下水道事業課 |

市民・事業者に期待される役割（主体別環境配慮指針）

● 市民

- ・排水ネットの利用や合成洗剤の利用の削減、油汚れの拭き取りなど、生活排水の環境負荷低減に努めます。
- ・公共下水道*や農業集落排水*処理施設が整備されない地域では、合併処理浄化槽*を導入し、適切な管理を行うことにより、生活排水による水環境への負荷を減らします。

● 事業者

- ・汚染物質の関連法令等を遵守するとともに、処理施設等の適切な整備・管理を行います。
- ・公害防止協定*等に基づき、汚染物質等の排出削減に努めます。

(2) 自然災害への対応

現状と課題

- いつでも起こり得る災害に対して、高い防災意識・危機意識を維持し続けること、また、さまざまな災害から命と財産を守るため、災害を未然に防ぐことや、少しでも被害を小さくすることなど、防災力の強化が必要です。(再掲：第3章第1節(3))
- 東日本大震災をはじめ、近年の豪雨・台風等により、大規模集中型のエネルギーによる電力の供給体制の柔軟性の欠如が浮き彫りになり、これを補完する分散型エネルギー*の検討が必要です。
- 国の第五次環境基本計画*では、「地域ごとに自立した分散型エネルギー*として、コージェネレーション*、燃料電池*等と組み合わせながら再生可能エネルギー*を最大限導入すること(中略)で、災害が生じた際にも必要なエネルギーを迅速に供給することができることから、国土強靱化と低炭素、資源循環で整合的な取組を推進する。」とされています。
- また、地域の特徴を踏まえたエネルギーを地域で有効に活用する地産地消型エネルギーは、エネルギー供給体制の多様化はもちろん、省エネルギーの推進や再生可能エネルギー*の普及拡大に貢献する取組であり、加えて、スマートシティ*や交通システムの構築等のまちづくりと一体的にその導入を進めることで、地域の活性化にも貢献し、「地域循環共生圏*」の形成にも寄与すると考えられています。

環境指標

| 環境指標 | 基準年度 (令和元年度) | 目標年度 (令和12年度) | 単位 |
|-------------------|------------------|------------------|------|
| 熱中症搬送患者数(注) | 207 (直近5か年平均) | 削減に努める | 人/年 |
| 多面的機能支払交付金対象面積(注) | 2,542 | 3,071 | ha/年 |
| 防災訓練参加者数(注) | 5,599 | 20,000 | 人/年 |

(注)「第3章第1節(1)気候変動への対応」の指標を再掲



施策の展開

① 自然災害への対応

| 施策の例・方向性 | 担当課 |
|--|------------------|
| ・市民の防災意識の高揚や自主防災組織*の強化支援（再掲） | 危機管理課など |
| ・治水対策として、被害を最小限に抑えることを目的とした準用河川等の改良事業の実施（再掲） | 河川課 |
| ・土砂災害（がけ崩れ）に対するインフラ整備（再掲） | 林務課など |
| ・宅地内から敷地外への急激な雨水流出を抑える設備の普及を促進し、水資源を有効活用（再掲） | 生活排水対策室 経営企画課 |
| ・敷地外から宅地内への急激な雨水流入を防止する設備の普及を促進し、市民の防災意識を高揚 | 生活排水対策室 経営企画課 |

② 分散型エネルギー*による災害に強いまちづくり

| 施策の例・方向性 | 担当課 |
|---|------------------|
| ・持続可能な社会の実現に向け、再生可能エネルギー*の地域内循環、IoT 技術等の活用、及び省エネ型ライフスタイルへの転換などを組み合わせた、スマートシティ*モデル構築に向けた取組について検討 | 環境企画課 都市計画課など |
| ・分散配置された各拠点が有機的に連携するネットワーク型コンパクトシティ*の形成を図る立地適正化計画*の具現化を推進 | 都市計画課など |
| ・防災や電力ひっ迫時の対策に資する蓄電池の導入促進（再掲） | 環境企画課 |
| ・再生可能エネルギー*や蓄電池などの分散型エネルギー*による、災害時に強く環境負荷の少ないまちづくりに向けた調査・研究 | 環境企画課など |
| ・HEMS*等のエネルギーマネジメントシステムと連動した再生可能エネルギー*の導入推進 | 環境企画課など |

市民・事業者に期待される役割（主体別環境配慮指針）

● 市民

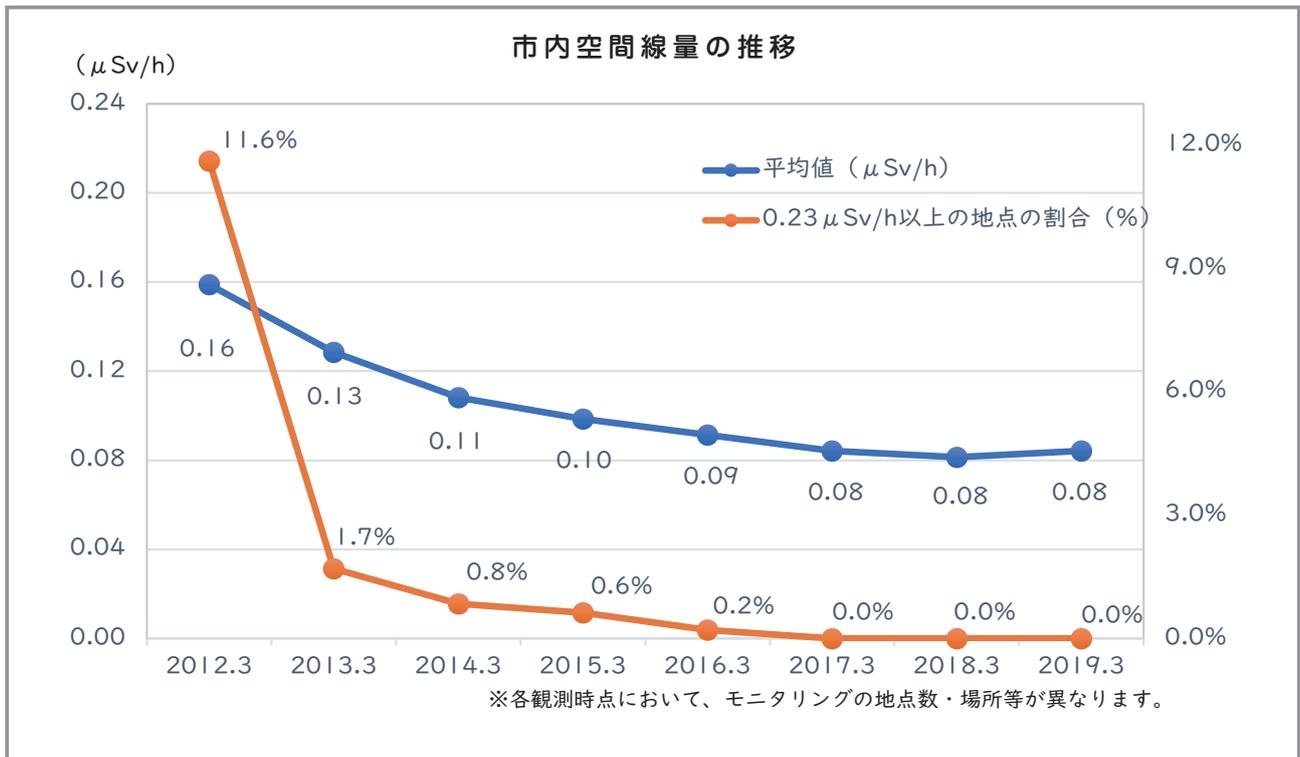
- ・自らの安全は自ら守るとの防災意識を持ち、平常時より災害への備えを心がけます。
- ・太陽光発電や蓄電システムなどの再生可能エネルギー*利用機器の導入に努めます。
- ・学習・体験施設などを積極的に利用し、再生可能エネルギー*への理解向上に努めます。

● 事業者

- ・防災体制の整備や防災訓練を実施するなど、従業員や利用者等の安全を確保します。
- ・災害時の影響を踏まえたBCP(事業継続計画)を策定します。
- ・地域内での経済循環が生まれる形での再生可能エネルギー*の導入に努めます。

(3) 放射性物質への対応

現状と課題



- 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴って大量に放出・拡散した放射性物質*により、環境の汚染はもとより、市民の健康不安、農水産業への実被害、風評被害など、市民生活及び産業面において極めて深刻な影響が生じました。
- 市では、生活空間の除染*により線量低減を図るため、「市除染実施計画*」に基づく除染*を実施し、2017（平成29）年11月末までに面的除染が完了しました。
- 中間貯蔵施設*への除去土壌等の受入れについて、国は、2016（平成28）年3月に「中間貯蔵施設*に係る当面5年間の見通し」を公表し、段階的な輸送を始め、2018（平成30）年12月にはその完了見込みが令和3年度中であることを公表しました。現在、その達成に向けて、国による中間貯蔵施設*への輸送が行われています。



施策の展開

① 状況に応じた除染*

| 施策の例・方向性 | 担当課 |
|---|-------|
| ・子どもの生活空間を中心にホットスポット*が発見された際は、国及び県と協議のうえ、線量低減の方法等を検討し、必要に応じて線量低減作業を実施 | 除染対策課 |
| ・除去土壌等仮置場の適正な管理及び監視の継続 | 除染対策課 |
| ・除去土壌等の受入体制の構築、ホットスポット*の除染*に伴い発生した土壌の処理、対象種別に応じた具体的な除染手法の確立等について、国の責任の下、安全かつ着実に推進されるよう、国等に対し、継続して要望 | 除染対策課 |

② 空間線量モニタリング

| 施策の例・方向性 | 担当課 |
|---|--------|
| ・市内 2,000 か所の空間線量を年 2 回測定し、「i マップ」(いわき市放射線量測定マップ*) に公表するなど、きめ細かい空間線量モニタリングを実施 | 除染対策課 |
| ・除染事業における仮置場に、放射線量を常時測定・監視するための機器を設置し、仮置場の安全性の確認体制を構築するとともに、収集した測定結果を常時公開することで、仮置場における住民理解の促進 | 除染対策課 |
| ・福島第一原子力発電所における廃炉作業の確実な安全対策と十分な環境モニタリングの実施について、国等に対し、継続して要求 | 原子力対策課 |

市民・事業者に期待される役割(主体別環境配慮指針)

- 市民
 - ・放射線に対する正しい理解に努めます。
- 事業者
 - ・放射線に対する正しい理解に努めます。

第5節 みんなで環境を守り、創造するまち【支える仕組み】



環境教育等行動計画

環境保全活動の促進

市民の環境保全活動の促進

事業者の環境保全活動の促進

環境教育の推進

協働による環境保全

各主体との協働

各主体間の連携

関係機関との連携

いわき市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

【第6次循環型オフィスづくり行動計画】

市の率先的な活動の実施

事務事業に伴う環境への負荷の低減

(1) 環境保全活動の促進

現状と課題

- 私たちは、自らの日常生活が環境に負荷を与えていることを認識し、環境負荷の低減や良好な環境の保全に努めていかなければなりません。特に、廃棄物・リサイクルの問題などのように、個人の行動が環境負荷の低減に直接結びつく分野においては、個人の主体的な取組が期待されています。また、自らの環境とのかかわりについての理解を深め、常に自己の行動へ環境配慮を織り込み、環境をより良いものにしていくための取組を積極的に進めることが必要です。
- 事業者は、自らの事業活動が環境に与える影響を十分に認識し、公害防止をはじめ、廃棄物の減量や適正処理、資源・エネルギーの効率的利用など、その事業活動に伴う環境への負荷を減らし、地域と共生する形で事業を実施するための適切な環境管理*の仕組みを積極的に導入することが求められ、また、環境保全のための新たな技術開発や消費や廃棄の段階まで視野に入れた環境に配慮した製品の設計など、環境への負荷の低減に大きく貢献する役割が期待されます。さらに、事業所用地の緑化をはじめ、地域における美化活動への参加など、地域社会の一構成員としての取組を積極的に進めていく役割も期待されます。
- 2010（平成22）年に「生物多様性条約第10回締約国会議（CBC-COP10）」で採択された「愛知目標*（戦略計画2011-2020）」や、2015（平成27）年に「国連持続可能な開発サミット」で採択された「アジェンダ 2030*」をきっかけに、愛知目標*やSDGs*で示された社会課題をビジネスチャンスと捉え、経営戦略に組み込むとする動きが見られます。事業者が生物多様性*やSDGs*に関する取組を積極的に進めることで、環境保全への寄与や新たな消費や投資などにもつながることから、環境と経済の好循環の促進が期待されます。
- 市民及び事業者は、市環境基本条例に定める「市民の責務」、「事業者の責務」にのっとり、第3章各節に掲げる「市民・事業者に期待される役割（主体別環境配慮指針）」などに、自主的かつ積極的に取り組むことが期待されます。
- 市では、環境情報の受発信強化や環境教育・環境学習の推進を図るなど、市民一人ひとりや事業者の環境に対する関心と理解を深め、意欲を具体的な行動につなげる支援を行います。

環境指標

| 環境指標 | 基準年度 （令和元年度） | 目標年度 （令和12年度） | 単位 |
|--------------------------------|-----------------|------------------|----|
| ISO14001・エコアクション21 認証取得事業所数 | 86 | 110 | 件 |
| 出前講座受講者数（注） | 1,587 | 5,000 | 人 |

（注）各年度における累計値

施策の展開

① 市民の環境保全活動の促進

| 施策の例・方向性 | 担当課 |
|--|----------------|
| ・「市役所出前講座事業」により、さまざまな環境問題、市の取組や対応などの情報を紹介 | 環境企画課など |
| ・「環境ラベル*」を活用した環境にやさしい製品・サービスの選択を促進する情報を提供 | 環境企画課など |
| ・「環境まちづくり推進基金*」を活用し、市民団体などの主体的な環境保全活動を支援 | 環境企画課など |
| ・市民活動団体間の連携・交流促進を図る「市民活動ガイド」による情報提供 | 地域振興課 |
| ・NPO 法人の活動基盤の整備及び環境にやさしいまちづくりを担う人材育成などに対する支援 | 環境企画課 地域振興課 |
| ・自然環境資源等の発掘や地域住民への普及啓発などを目的としたイベントを実施 | 環境企画課など |

② 事業者の環境保全活動の促進

| 施策の例・方向性 | 担当課 |
|---|--------------------|
| ・事業者等が実施する環境保全活動や自然観察会等への支援 | 環境企画課 |
| ・環境と経済の調和融合を図るため、環境産業*を育成・支援 | 産業創出課 |
| ・産学官民連携による、地域の風土に見合った循環型社会形成に向けた取組を支援 | 環境企画課 産業創出課 |
| ・スマートグリッド*や次世代電池などの環境・エネルギー分野の新技术の開発や導入など、新産業創出に向けた取組支援 | 環境企画課 産業創出課 |
| ・環境マネジメントシステム*の構築や「グリーン購入*」など環境にやさしい事業活動を促進 | 環境企画課 |
| ・さまざまな環境情報及びそれに対する市の取組について、積極的かつ分かりやすく情報を提供 | 環境企画課 ごみ減量推進課など |

③ 環境教育の推進

| 施策の例・方向性 | 担当課 |
|---|------------------|
| ・教育機関との連携を強化し、環境教育・環境学習の積極的な展開の推進 | 環境企画課 学校教育課など |
| ・「こどもエコクラブ*」、「星空観察会*」、「自然観察会」、「せせらぎスクール*」等の普及を図り、体験型環境学習の機会拡大 | 環境企画課 |



(2) 協働による環境保全

現状と課題

- 本市においては、市民、事業者及び市民団体が身近な単位で結集し、市内各地の美化清掃活動を一斉に行う「いわきのまちをきれいにする市民総ぐるみ運動^{*}」が、1982(昭和57)年度以降毎年欠かさず実施されています。総ぐるみ運動^{*}は、春と秋のわずかな期間で、毎年、延べ約2千団体、約20万人が参加する他地域に誇るべき協働の仕組みとして根付いています。また、事業者による環境産業^{*}への参入や環境保全に関する社会貢献活動、民間団体によるリサイクル活動や森林整備、大学による環境人材の養成や地域住民に対する普及啓発など、さまざまな主体による環境保全活動が活発になってきており、協働による取組を進めていくための下地が形成されています。
- 昨今の環境問題は、生活様式や社会経済活動が大きな原因となっていることや、地球温暖化などへの対応だけではなく生物多様性^{*}の保全といった新たな課題への対応が求められるなど、多様化・複雑化しています。市民、事業者及び市の各主体が、地域における環境保全活動への積極的な参加をはじめ、適正な役割分担のもと、お互いの得意分野で力を発揮し、また他の主体にはできない役割を理解し、協働で環境問題の解決に取り組むことが必要です。
- 各主体との連携を密にし、地域における主体的な取組を把握し、つなぐことによって、それぞれの取組の充実とより多くの市民の参加と協力を促し、自発的な環境保全活動の輪をさらに広げる取組が必要です。
- 市民、事業者及び市が、相互に協力し合い、人と自然とが健全に共生できるまちづくりを推進するため、市民団体や教育機関等と連携し、まちづくりの担い手の育成のため、環境アドバイザー^{*}の派遣などを通じた環境学習等の充実やまちづくり実践者の活動支援に取り組む必要があります。

環境指標

| 環境指標 | 基準年度 (令和元年度) | 目標年度 (令和12年度) | 単位 |
|--|-----------------|------------------|----|
| 環境アドバイザー [*] 派遣事業の 受講者数(注) | 14,808 | 20,000 | 人 |

(注)各年度における累計値

施策の展開

① 各主体との協働

| 施策の例・方向性 | 担当課 |
|--|---------------------|
| ・「いわきのまちをきれいにする市民総ぐるみ運動*」による地域の美化活動を継続して実施 | ごみ減量推進課など |
| ・啓発イベントなどの開催においては、企画段階から事業者、市民団体及び教育機関などとの連携を図るとともに、各主体の人材や経験などを活用 | 環境企画課など |
| ・クリーンピー応援隊*、不法投棄監視員*、不法投棄監視サポーター*と連携し、地域と一丸となったまちの美化及び不法投棄の防止 | ごみ減量推進課 廃棄物対策課など |
| ・市環境基本計画等の進捗状況や環境測定の結果などを公表 | 環境企画課など |

② 各主体間の連携

| 施策の例・方向性 | 担当課 |
|---|----------------------------|
| ・国及び県の制度、事業者及び市民団体の取組などの情報収集に努め、環境活動及び環境情報のネットワーク化 | 環境企画課 ごみ減量推進課など |
| ・環境の日（6月5日）または環境月間（6月）等に合わせ、環境保全についての関心と理解を深め、環境保全活動を行う意欲を高めるための普及啓発を実施 | 環境企画課 ごみ減量推進課 産業物対策課 |
| ・篤志家と環境保全活動の担い手をつなぐ仕組みとして「環境まちづくり推進基金*」を運用 | 環境企画課 |
| ・市民団体及び教育機関等との連携を図り、人と自然とが健全に共生できるまちづくりの担い手を育成 | 環境企画課 学校教育課など |
| ・環境教育・環境学習に携わる指導者、市民団体、教育機関等の交流の場を設けるなど、人材のネットワーク化を図り、市内で行われている環境保全活動とのマッチングを実施 | 環境企画課 |

③ 関係機関との連携

| 施策の例・方向性 | 担当課 |
|---|-------|
| ・気候変動、大気汚染及び水質汚濁など広域的な対応が必要な環境問題については、国、県、周辺市町村及びその他関係機関と連携 | 環境企画課 |
| ・環境問題への対応や事業展開においては、地球温暖化防止活動推進センター*など、各分野における専門機関・専門職との連携・活用 | 全部局 |

(3) 市の率先的な活動の実施

現状と課題

市は、他の主体の自主的かつ積極的な取組を促していくため、自らが一事業者・一消費者として率先した環境配慮に努めます。

「環境に配慮する」ということは、「環境に配慮しない」場合に比べ、一般的にコストが高くなる傾向にありますが、一時的な経済コストの比較だけでなく、長期的な視野に立った環境保全効果、環境リスク及び経済コストを適切に評価するなど、環境価値の追求を優先し、「市以和貴まちづくり基本条例」に掲げる「市民と市の共創によるまちづくり」、「市環境基本条例」に掲げる「健全で恵み豊かな環境の確保と将来世代への継承」を目指します。

また、「市環境基本条例」では、「あらゆる活動において地球環境保全が図られるように積極的に行われなければならない」とも規定しています。「人と自然が共生するまち 循環都市いわき」の実現に向け、市のすべての部署が、「環境優先*」・「環境管理*」の考え方に沿って、施策や事務事業を主体的に展開していきます。

環境指標

| 環境指標 | 基準年度 (令和元年度) | 目標年度 (令和12年度) | 単位 |
|---------------------------|-----------------|------------------|-------------------|
| 市本庁舎等における エネルギー使用量の原単位 | 24.13 | 21.48 | kl/m ² |
| 再生可能エネルギー率先導入件数 | 121 | 増加を目指す | 件 |

施策の展開

① 事務事業に伴う環境への負荷の低減

| 施策の例・方向性 | 担当課 |
|--|----------------------|
| ・電気・ガスなどのエネルギー及び事務用品等の使用量の削減、節水、適正な室温管理、クールビズ*・ウォームビズ*及び緑のカーテン*の実施などにより、エネルギー消費を抑制 | 環境企画課 各施設所管課 |
| ・公用車のエコドライブ*、職員のノーマイカー通勤*を推進 | 施設マネジメント課 都市計画課など |
| ・物品調達において、グリーン購入*を推進 | 環境企画課 |
| ・市有施設から排出される廃棄物について、排出量の継続的な把握と徹底した3R*(リデュース・リユース・リサイクル)に努め、庁内ゼロエミッション*を継続 | ごみ減量推進課など |

第3章「施策(第5節:みんなで環境を守り、創造するまち【支える仕組み】)」

| 施策の例・方向性 | 担当課 |
|--|-------------------------------------|
| ・電気や公用車の購入などに係る契約について、「国等における温室効果ガス*等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(環境配慮契約法)*」に基づき、価格に加え、温室効果ガス*などによる環境への負荷についても適切に評価する仕組みについて検討 | 環境企画課 施設マネジメント課 契約課 各施設所管課 |
| ・公共施設の管理等における継続的なエネルギー使用量の把握と抑制 | 環境企画課 各施設所管課 |
| ・公共施設への再生可能エネルギー*利用機器の導入は、費用対効果などの検証とともに、施設の改修等の機会を捉えながら推進 | 環境企画課 各施設所管課 |
| ・公共施設等の整備においては、計画の立案段階から、再生可能エネルギー*及び省エネルギーの設備や環境負荷の少ない工法・資材の採用など、施設のライフサイクルアセスメント*の視点から環境に配慮 | 各施設所管課 |
| ・公用車に低公害車*を導入 | 施設マネジメント課 |
| ・地域情報化の推進においては、ICT(情報通信技術)機器の省エネ化に取り組む。 | 情報政策課 |
| ・地域における生物多様性*の確保・保全を目的とした公共施設の緑化、緑のカーテン*やビオトープ*の設置など | 各施設所管課 |
| ・一般廃棄物*や行政から排出される廃棄物(汚泥や生ごみなど)について、環境産業*を行う事業者などへの委託を検討 | ごみ減量推進課 各施設所管課 |
| ・電力使用や紙(コピー用紙)の使用、ごみの排出などに対する環境配慮を庁内掲示などにより意識啓発 | 環境企画課 |
| ・再生可能エネルギー*利用機器や省エネルギー設備の導入に関する国及び県等の支援策を情報提供 | 環境企画課など |
| ・職員への生物多様性*の普及啓発を目的とした野生動植物の生息・生育状況等の庁内アンケートなどの実施 | 環境企画課 |
| ・市の管理地における生態系被害防止外来種*の積極的な駆除 | 各施設所管課 |
| ・環境保全施策の推進においては、国及び県の補助制度を積極的に活用し財源の確保 | 全部局 |
| ・環境産業*の育成や農産物の鳥獣被害など、部局間にまたがる環境課題に対しては、各関係部課等と密に連携して対応 | 全部局 |
| ・市環境基本条例の理念に基づき、自然環境への影響や環境保全に配慮して各施策を展開 | 全部局 |
| ・地域の環境保全活動への積極的な参加 | 全部局 |
| ・市のイベントや会議等における、使い捨てプラスチック製品の購入・使用自粛 | 全部局 |



いわき市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

〈関連事項〉

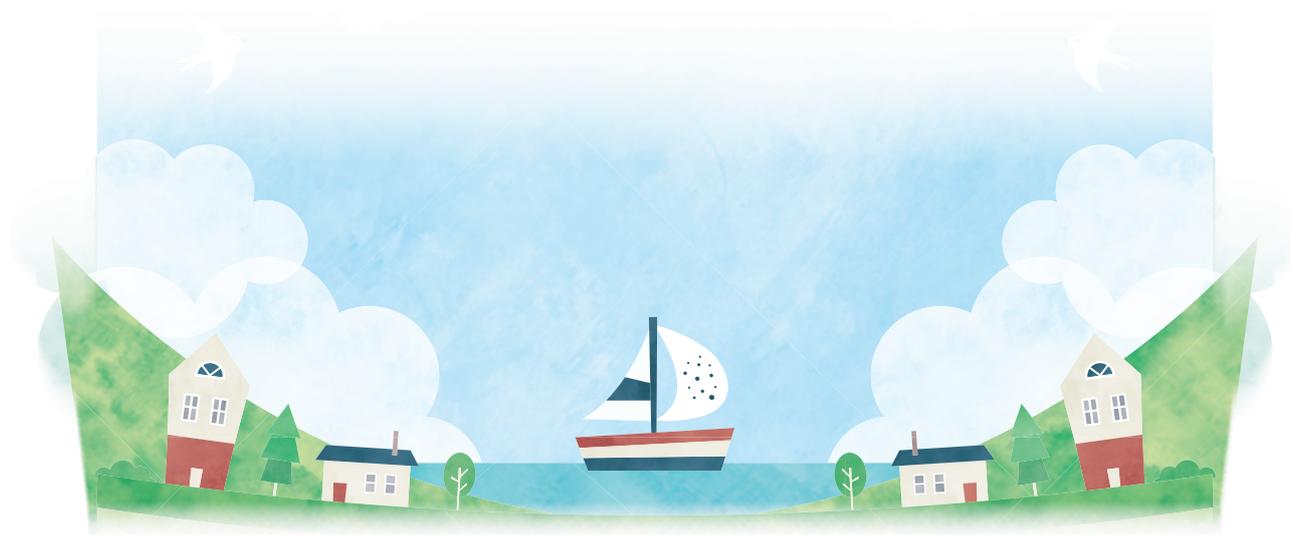
〔第6次循環型オフィスづくり行動計画〕

1 市役所等からの温室効果ガス*排出量

| 参考指標 | 令和元年度 | 令和12年度 | 単位 |
|-------------------|-------|--------|-----------------------|
| 市役所等からの温室効果ガス*排出量 | 122.6 | 109.8 | 千t-CO ₂ /年 |

2 物品やサービスの購入（レンタル・リース含む）における取組

| 区分 | 具体的な取組の内容 | |
|-----------|------------------------|---|
| 電気製品 | 省エネ型機器等の導入 省電力照明の採用 | <ul style="list-style-type: none"> ・利用場所や利用形態に応じた適切な能力の機器を選択 ・「環境物品等調達方針」に適合したLED照明等の省エネ製品を導入 |
| | リサイクル配慮機器の選択 | <ul style="list-style-type: none"> ・コピー機やプリンターの購入に際しては、使用済みカートリッジの再生利用システムがあり、両面印刷可能なものを選択 |
| 公用車 | 低公害車等の導入 | <ul style="list-style-type: none"> ・「公用車更新基準」に基づく更新 ・原則として、「低公害車導入方針」及び「環境物品等調達方針」に適合する車種を選択 |
| 用紙類・事務用品等 | 必要最低限の購入 | <ul style="list-style-type: none"> ・在庫管理を徹底し、事務用品・機器等を購入する際は、その必要性を考慮し適切な量を購入する。 |
| | 簡易包装の推奨 グリーン購入の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・商品等の購入においては、簡易包装された商品を選択 ・「環境物品等調達方針」に基づく、環境配慮製品調達の徹底 |
| | 使い捨て製品の購入自粛 | <ul style="list-style-type: none"> ・紙皿、紙コップ、ペーパータオル等の購入自粛 |
| その他 | 再利用・再使用の励行 | <ul style="list-style-type: none"> ・環境配慮物品の積極的導入 ・詰め替え可能商品利用の励行 ・マイボトル・マイカップ・マイ箸の励行 ・再生資源等活用の励行 |



3 物品やサービスの使用における取組

| 区 分 | | 具体的な取組の内容 |
|------------------|-----------------|---|
| エネルギー (電気・燃料) | 照明機器の電力消費節減 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 照明点灯箇所の削減 ・ 始業前及び昼休み消灯の徹底 ・ 蛍光灯本数の削減 ・ 時間外勤務の縮減 ・ 定時退庁の励行 ・ 会議室、資料室、更衣室等の不要な照明消灯の徹底 |
| | 空調設備の電力・燃料消費削減 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 冷暖房温度の適温管理の徹底 ・ クールビズ(さわやか軽装デー)、ウォームビズの実施 ・ カーテン、ブラインド等の活用 ・ 窓、出入り口の開放禁止の徹底 |
| | 電気機器の電力消費節減 | <ul style="list-style-type: none"> ・ こまめな電源オフの徹底 ・ 予熱機能、節電・待機モードの活用徹底 ・ 不用なコピー及びミスコピーの防止によるコピー機使用の抑制 ・ 軽印刷機の利用 |
| | エレベーター使用の抑制 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 階段使用の励行 |
| | 公用車燃料の節減 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 低公害車等の優先的利用 ・ 相乗りの励行 ・ 不用物の不積載、走行ルートの合理化、急発進・急加速しないなど、省エネ運転の徹底 ・ アイドリングストップの徹底 ・ こまめな点検・整備の徹底 ・ 公共交通機関、自転車利用、徒歩移動の励行 |
| | 電気及び燃料使用量の把握・管理 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 電気、ガス、石油燃料等の使用量把握 ・ 事業手法の見直し、効率化の徹底 |
| | コピー・印刷の適正化 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 両面印刷・両面コピーの励行 ・ 軽印刷機の利用 ・ 不用なコピー、ミスコピーの防止 |
| 水資源 | 節水、水道水の適正利用 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 洗面、食器洗いなどにおける水の流し放しの自粛など、日常的な節水の励行 ・ 節水コマなど節水機器の活用 ・ 公用車洗車回数の見直し、バケツ利用など洗車方法見直し |
| 用紙類 | 用紙類使用量の抑制 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 資料・事務手続きの簡素化の検討 ・ 書類作成部数は最小限とするほか、両面印刷の徹底による資料のスリム化 ・ 要約版、概要版の活用 ・ 電子メール、電子掲示板活用によるペーパーレス化の推進 |
| | 用紙類廃棄の抑制 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 使用済み用紙の裏面を FAX 用紙・メモ用紙等に活用 ・ 使用済みポスター、カレンダー等の再利用の励行 ・ 使用済みの封筒、付箋紙等再使用の励行 ・ 紙製容器包装等の再使用の励行 ・ 使い捨て製品の使用自粛 |
| 備品等 | 備品等廃棄の抑制 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務機器や電気機器は、修理により長期間使用 ・ 不要な備品等は、機関相互の所管換えを進め、有効活用を徹底 |

4 建築物の建築及び維持管理における取組

| 区 分 | 具体的な取組の内容 | |
|-------|-----------------|--|
| 設計・施工 | 省エネルギーの推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・照明、冷暖房効率を考慮した構造、配置の検討 ・複層ガラス、熱反射ガラスの採用 ・より環境負荷の低い燃焼設備の導入 |
| | 太陽光等、自然エネルギーの活用 | <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光、バイオマス、コージェネレーションシステム等、再生可能エネルギー・未利用エネルギーを活用した環境負荷の少ない設備の導入検討 ・自然光に配慮した照明機器の配置 |
| | 施設等の節水の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・建築物の規模、用途に応じて、雨水利用や排水利用設備の導入を検討 ・水循環設備等、環境負荷の少ない設備の導入 ・感知式洗浄弁、自動水栓導入の検討 |
| | 設計監理・施工監理における要請 | <ul style="list-style-type: none"> ・工事請負業者に対する、適切な運搬車両台数、運行時間、走行ルートの事前検討及び排出対策型建設機械の導入を要請 ・代替型枠の使用や型枠の反復使用などにより、熱帯材や温帯・北方材の使用抑制に努めるとともに、国産材の使用を促進 ・施設の建築においては、国産材の使用を促進 |
| | 空調設備の配慮 | <ul style="list-style-type: none"> ・契約時に、廃棄の際の冷媒回収まで含めた見積りの徹底 |
| | 建設副産物等の発生抑制 | <ul style="list-style-type: none"> ・建設副産物の発生抑制や適正処理の徹底に努めるとともに、利用可能な建設副産物や下水汚泥等の再資源化を行ない、再利用を促進 |
| | 再生品等の利用促進 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施においては、再生品等環境負荷の少ない資材を選択 |
| 維持管理 | 廃棄物等の減量 | <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物等の排出量把握 ・組成調査の実施 ・再資源化に取り組む事業者等の活用 |
| | 緑化等の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・施設等の整備においては、敷地や建物等の緑化に配慮 ・公共工事の実施においては、自然環境に与える影響を最小限に抑制 ・現場周辺の環境への配慮 |
| | 水利用の合理化 | <ul style="list-style-type: none"> ・水漏れ点検の徹底 ・使用量の把握・管理 |
| | 雨水利用の促進 | <ul style="list-style-type: none"> ・雨水利用、排水利用設備の維持管理適正化 ・透水性舗装、浸透樹の設置 |
| | 省エネルギー対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー効率診断等実施の検討 ・未利用エネルギー活用の検討 |
| | 再生品等の利用促進 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施においては、再生品等環境負荷の少ない資材を選択 |

5 やむを得ず廃棄する場合における取組

| 区 分 | 具体的な取組の内容 | |
|-------|-----------|--|
| 発生の抑制 | リサイクルの徹底 | <ul style="list-style-type: none"> ・使用済みコピー用紙、新聞紙、雑誌、紙製容器包装等古紙類の分別を徹底 ・缶、ペットボトル、ビン、容器包装プラスチック等、資源化可能な不用品の分別を徹底 ・ペーパーシュレッダーの使用抑制 |
| | 減量・減容化等 | <ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ処理機等の活用 ・廃棄物等の排出量把握 ・組成調査の実施 ・再資源化に取り組む事業者等の活用 |

いわき市環境基本計画（第三次）とSDGs*の関連性

SDGs*は、17の目標とそれらに付随する169のターゲットから構成されており、将来にわたって持続的な発展ができるよう、環境・社会・経済の三つの側面を統合的に解決する考え方が示されています。

本計画の施策によって、SDGs*の12個の目標達成に貢献することができます。

基本目標 1：気候変動を抑え、備えるまち【低炭素】

関連性の高いSDGs



基本目標 2：地域内で有効に資源が循環するまち【循環】

関連性の高いSDGs



基本目標 3：生き物の多様性を守り、自然の恵みを楽しむまち【共生】

関連性の高いSDGs



基本目標 4：生活環境を保全し、快適に暮らせるまち【安全・快適】

関連性の高いSDGs



基本目標 5：みんなで環境を守り、創造するまち【支える仕組み】

関連性の高いSDGs



